

福岡県医第 1358 号 (地)
令和 5 年 8 月 25 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する予防接種法施行規則及び予防接種実施規則並びに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛 2 件の別添通知がなされ、日本医師会を通じて情報提供がありました。本改正の概要は下記のとおりであり、本年 8 月 7 日より施行又は適用されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

- 薬事関係告示の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する予防接種関係法令中の名称「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)」を「コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン」に改めること。
- 初回接種において使用するワクチンについて以下のとおり追加すること。
 - コミナティ筋注 5～11 歳用 (2 価：起源株／オミクロン株 BA.4-5) を加え、その対象者を 5 歳以上 12 歳未満の者とする。
 - コミナティ RTU 筋注 (2 価：起源株／オミクロン株 BA.1) 又は コミナティ RTU 筋注 (2 価：起源株／オミクロン株 BA.4-5) を加え、その対象者を 12 歳以上の者とする。
- 令和 4 年秋開始接種 (基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く小児を対象とした追加接種 (3、4 回目接種)) において使用するワクチンについて以下のとおり追加すること。
 - スパイクバックス筋注 (2 価：起源株／オミクロン株 BA.4-5) を加え、その対象者を 6 歳以上 12 歳未満の者 (基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く) とする。
- 令和 5 年春開始接種 (65 歳以上の者、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者である 65 歳未満の者を対象とした追加接種 (3～6 回目接種)) において使用するワクチンから、スパイクバックス筋注 (2 価：起源株／オミクロン株 BA.1) を削ること。
- 令和 5 年春開始接種において使用するワクチンについて以下のとおり追加すること。
 - スパイクバックス筋注 (2 価：起源株／オミクロン株 BA.4-5) を加え、その対象者を 6 歳以上 12 歳未満の者 (基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る) とする。

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する予防接種法施行規則及び予防接種実施規則並びに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛 2 件の別添通知がなされ、本会に対しても情報提供がありました。本改正の概要は下記のとおりであり、本年 8 月 7 日より施行又は適用されます。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

○薬事関係告示の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する予防接種関係法令中の名称「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）」を「コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン」に改めること。

○初回接種において使用するワクチンについて以下のとおり追加すること。

- コミナティ筋注 5～11 歳用（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5）を加え、その対象者を 5 歳以上 12 歳未満の者とする。
- コミナティ RTU 筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 1）又はコミナティ RTU 筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5）を加え、その対象者を 12 歳以上の者とする。

○令和 4 年秋開始接種（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く小児を対象とした追加接種（3、4 回目接種））において使用するワクチンについて以下のとおり追加すること。

- スパイクバックス筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5）を加え、その対象者を 6 歳以上 12 歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く）とする。

○令和 5 年春開始接種（65 歳以上の者、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者である 65 歳未満の者を対象とした追加接種（3～6 回目接種））において使用するワクチンから、スパイクバックス筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 1）を削ること。

○令和 5 年春開始接種において使用するワクチンについて以下のとおり追加すること。

- スパイクバックス筋注（2 価：起源株／オミクロン株 BA. 4-5）を加え、その対象者を 6 歳以上 12 歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る）とする。

(別添厚生労働省通知)

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について
(健発 0807 第 5 号 (日本医師会宛) 及び健発 0807 第 4 号 (都道府県知事等宛))
- 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)」の一部改正について
(事務連絡 (日本医師会宛) 及び厚生労働省発健 0807 第 2 号 (都道府県知事宛))

(参考)

- 第48回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 (持ち回り開催) 資料 :
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34519.html
- 今後の新型コロナワクチン接種について (その 6) :
[令和 5 年 8 月 8 日付日医発第 871 号 \(健Ⅱ\)](#)

健発 0807 第 5 号
令和 5 年 8 月 7 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 102 号）が本日、公布されました。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。



健発 0807 第 4 号
令和 5 年 8 月 7 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 102 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部改正

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則附則第十七条中「コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)」を「コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン」に改めること。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部改正

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一



部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則(以下「旧予防接種実施規則」という。)附則第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項中「コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)」を「コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン」に改めること。

- ② 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種の実施方法に、以下の方法を加えること。

ア 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十三年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法

イ コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和四年一月二十一日に法第十四条の承認を受けたもの(この省令による改正後の旧予防接種実施規則附則第七条第一項第二号、同項第三号、第八条第一項第二号及び第九条第一項第三号に掲げるものを除く。)であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・三ミリリットルとする方法

- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種の実施方法に、コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和三年五月二十一日に法第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法を加えること。

- ④ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和五年春開始接種の実施方法から、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和三年五月二十一日に法第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。)を初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法を削ること。

- ⑤ 六歳以上十二歳未満である者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和五年春開始接種の実施方法に、コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和三年五月二十一日に法第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)を初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法を加えること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。

○厚生労働省令第百二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部改正）

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第百六十五号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則 第十七条 法附則第七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン及び組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチンとする。	附 則 第十七条 法附則第七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）及び組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチンとする。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部改正）

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号。附則第二項において「旧予防接種実施規則」という。）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
附 則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種の 初回接種) 第七條 新型コロナウイルス感染症に係る予 防接種の初回接種(次項、次条及び附則第 九条において「初回接種」という。)は、次 の各号に掲げるいずれかの方法により行う ものとする。 一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希 釈したコロナウイルス(SARS-Co V-2) RNAワクチン(令和三年二月 十四日に医薬品、医療機器等の品質、有 効性及び安全性の確保等に関する法律第 十四条の承認を受けたものに限り)を十 八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注 射するものとし、接種量は、毎回〇・三 ミリリットルとする方法 二 一・三ミリリットルの生理食塩液で希 釈したコロナウイルス(SARS-Co V-2) RNAワクチン(令和四年一月 二十一日に医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 第十四条の承認を受けたもののうち、最 初に当該承認を受けたものであつて、 ファムトジナメランを含まないものに限 る。)を十八日以上の間隔をおいて二回筋 肉内に注射するものとし、接種量は、毎 回〇・二ミリリットルとする方法 三 一・三ミリリットルの生理食塩液で希 釈したコロナウイルス(SARS-Co V-2) RNAワクチン(令和四年一月		附 則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種の 初回接種) 第七條 新型コロナウイルス感染症に係る予 防接種の初回接種(次項、次条及び附則第 九条において「初回接種」という。)は、次 の各号に掲げるいずれかの方法により行う ものとする。 一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希 釈したコロナウイルス修飾ウリジン RN A ワクチン(SARS-CoV-2) 令 和三年二月十四日に医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律第十四条の承認を受けたものに 限り)を十八日以上の間隔をおいて二回 筋肉内に注射するものとし、接種量は、 毎回〇・三ミリリットルとする方法 二 一・三ミリリットルの生理食塩液で希 釈したコロナウイルス修飾ウリジン RN A ワクチン(SARS-CoV-2) 令 和四年一月二十一日に医薬品、医療機器 等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律第十四条の承認を受けたもので のうち、最初に当該承認を受けたもので あつて、ファムトジナメランを含まない ものに限り)を十八日以上の間隔をおい て二回筋肉内に注射するものとし、接種 量は、毎回〇・二ミリリットルとする方 法 (新設)	
2 (略)		二十一日に医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 第十四条の承認を受けたもののうち、最 初に当該承認を受けたものであつて、ト ジナメラン及びファムトジナメランを含 むものに限り)を十八日以上の間隔をお いて二回筋肉内に注射するものとし、接 種量は、毎回〇・二ミリリットルとする 方法 四 二 2) RNA ワクチン(令和四年一月二十 一日に医薬品、医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関する法律第十 四条の承認を受けたもの(附則前二号、 次条第一項第二号及び附則第九条第一項 第三号に規定するものを除く。)であつ て、トジナメラン及びリルトジナメラン を含むもの又はトジナメラン及びファム トジナメランを含むものに限り)を十八 日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射 するものとし、接種量は、毎回〇・三ミ リリットルとする方法 五 三 (略) 六 二・二ミリリットルの生理食塩液で希 釈したコロナウイルス(SARS-Co V-2) RNA ワクチン(令和四年十月 五日に医薬品、医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関する法律第十 四条の承認を受けたものに限り)を十八 日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射 した後、五十五日以上の間隔をおいて一 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、 毎回〇・二ミリリットルとする方法	
2 (略)		(新設) 四 三 (略) 二・二ミリリットルの生理食塩液で希 釈したコロナウイルス修飾ウリジン RN A ワクチン(SARS-CoV-2) 令 和四年十月五日に医薬品、医療機器等の 品質、有効性及び安全性の確保等に関す る法律第十四条の承認を受けたものに限 る。)を十八日以上の間隔をおいて二回筋 肉内に注射した後、五十五日以上の間隔 をおいて一回筋肉内に注射するものと し、接種量は、毎回〇・二ミリリットル とする方法	

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種)

第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種(次項及び次条において「令和四年秋開始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後三月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法

二 前条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

2 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和五年春開始接種)

第九条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和五年春開始接種(次項において「令和五年春開始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法(第一号に掲げる方法については十二歳以上である者

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種)

第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種(次項及び次条において「令和四年秋開始接種」という。)は、一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を初回接種の終了後三月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする。

(新設)

(新設)

2 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和五年春開始接種)

第九条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和五年春開始接種(次項において「令和五年春開始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

に對して当該予防接種を行う場合、第二号に掲げる方法については六歳以上十二歳未満である者に対して当該予防接種を行う場合に限る。)により行うものとする。

一 前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

二 前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法

三 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

四 附則第七条第一項第四号に掲げるワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

一 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むもの又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)を初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

(新設)

二 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項のワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

三 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの(附則第七条第一項第二号及び前条第一項に

附 則	
1 (施行期日)	
この省令は、公布の日から施行する。	
2 (経過措置)	
この省令の施行の日前にこの省令による改正前の旧予防接種実施規則附則第九条第一項第一号に規定する方法（コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）を注射する場合に限る。）により行われた新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有するものと新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）に係る予防接種については、この省令による改正後の旧予防接種実施規則附則第九条第一項の規定にかかわらず、同項各号に規定する方法により行われた新型コロナウイルス感染症に係る予防接種とみなす。	
2 (略)	五 附則第七条第一項第五号に掲げるワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後六月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法
	四 附則第七条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種又は令和四年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後六月以上の間隔を置いて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

事 務 連 絡
令 和 5 年 8 月 7 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚 生 労 働 省 健 康 局
予 防 接 種 担 当 参 事 官 室
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和5年8月7日から適用することについて、各都道府県知事を通じ、各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段の御協力をお願いいたします。

厚生労働省発健0807第2号
令和5年8月7日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月 16 日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和5年8月7日から適用する。

なお、改正内容は下記のとおりである。

記

第 1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチンの表中「コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2)」を「コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン」に改めること。

第 2 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において使用するワクチンに以下のものを追加し、その対象者を以下のとおりとすること。

- ① コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン (令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。) 第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。) を加え、その対象者を 5 歳以上 12 歳未満の者とする。
- ② コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン (令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの (初回接種、令和 4 年秋開始接種及び令和 5 年春開始接種において 5 歳以上 12 歳未満に対して使用するワクチンとして掲げるものを除く。) であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。) を加え、その対象者を 12 歳以上の者とする。

第 3 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和 4 年秋開始接種において使用するワクチンに、コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン (令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。) を加え、その対象者を 6 歳以上 12 歳未満の

者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）とすること。

第4 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和5年春開始接種において使用するワクチンから、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）を削ること。

第5 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和5年春開始接種において使用するワクチンに、コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）を加え、その対象者を6歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）とすること。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
(令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日	厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日	一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日	一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日	一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日	一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日	一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日	一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日	一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日	一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日	一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日	一部改正 厚生労働省発健0906第5号 令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日	一部改正 厚生労働省発健0916第7号 令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日	一部改正 厚生労働省発健1013第2号 令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日	一部改正 厚生労働省発健1108第1号 令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日	一部改正 厚生労働省発健1209第8号 令和4年12月9日

〈改正後〉

〈現 行〉

一部改正 厚生労働省発健 1 2 1 4 第 2 号
令和 4 年 1 2 月 1 4 日
一部改正 厚生労働省発健 0 2 1 0 第 2 号
令和 5 年 2 月 1 0 日
一部改正 厚生労働省発健 0 3 0 8 第 1 4 号
令和 5 年 3 月 8 日
一部改正 厚生労働省発健 0 8 0 7 第 1 号
令和 5 年 8 月 7 日

一部改正 厚生労働省発健 1 2 1 4 第 2 号
令和 4 年 1 2 月 1 4 日
一部改正 厚生労働省発健 0 2 1 0 第 2 号
令和 5 年 2 月 1 0 日
一部改正 厚生労働省発健 0 3 0 8 第 1 4 号
令和 5 年 3 月 8 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$

殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）第 5 条の規定による改正前の予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 （略）

2 （略）

3 使用するワクチン
（1）初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者（令和 4 年秋開始接種又

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$

殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）第 5 条の規定による改正前の予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 （略）

2 （略）

3 使用するワクチン
（1）初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者（令和 4 年秋開始接種又

〈改正後〉

〈現 行〉

は令和5年春開始接種を受けたものを除く。) に対して接種すること。		は令和5年春開始接種を受けたものを除く。) に対して接種すること。	
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	12歳以上の者	<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	12歳以上の者
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）</u>	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者	<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）</u>	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</u>	<u>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</u>	（新設）	（新設）
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</u>	<u>12歳以上の者</u>	（新設）	（新設）

〈改正後〉

〈現 行〉

組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者	組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者
（2）令和4年秋開始接種 令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和5年春開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。		（2）令和4年秋開始接種 令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和5年春開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。	
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）</u>	<u>6歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）</u>	（新規）	（新規）
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</u>	5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）	<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</u>	5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）
（3）令和5年春開始接種 令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。		（3）令和5年春開始接種 令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。	

〈改正後〉

〈現 行〉

<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）</u>	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）	<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）</u>	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）</u>	<u>6歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）</u>	（新設）	（新設）
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であつて、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</u>	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）	<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であつて、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）</u>	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）	組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）

〈改正後〉

〈現 行〉

<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン</u>（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）	<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）</u>（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）
--	--	--	--

(別紙 改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号
令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日
一部改正 厚生労働省発健1108第1号
令和4年11月8日
一部改正 厚生労働省発健1209第8号
令和4年12月9日
一部改正 厚生労働省発健1214第2号
令和4年12月14日
一部改正 厚生労働省発健0210第2号
令和5年2月10日
一部改正 厚生労働省発健0308第14号
令和5年3月8日
一部改正 厚生労働省発健0807第1号
令和5年8月7日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者
貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間
令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン
(1)初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和4年秋開始接種又は令和5年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののう	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者

ち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)	
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	12歳以上の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和5年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	6歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。)
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。)

ち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	めるものを除く。)
---	-----------

(3) 令和5年春開始接種

令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者(12 歳以上 65 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	6歳以上 12 歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であつて、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者(12 歳以上 65 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者(12 歳以上 65 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののう	5歳以上 12 歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認

ち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)	めるものに限る。)
---	-----------

以上